

児童虐待による死亡事例検証報告書（概要）

1 事例の概要

平成 28 年 12 月、本児（0 歳 1 か月男児）が救急搬送された医療機関から児童相談所に虐待通告があり、一時保護した。

平成 29 年 3 月、家族との話し合いの結果、実父母が実母方祖父母と同居し、協力が得られることとなったため、児童相談所は本児の一時保護を解除し、在宅での児童福祉司指導を開始した。

平成 29 年 6 月、本児が救急搬送され、医療機関で死亡が確認された。

平成 31 年 1 月、「自宅で本児の頭を激しく揺さぶり、6 か月後に死亡させた」として、実父が傷害致死容疑で逮捕され、その後傷害罪で起訴された。

2 検証で明らかになった事実、課題と提言

（1）平成 28 年 12 月 17 日以前

ア 未然防止のための支援

<課題>

- ・経済的な問題を把握した時に、改めてアセスメントを行う必要があった。
- ・具体的なイメージを持たないまま妊娠・出産・育児を迎えることは、育児ストレスを増大させることにつながりやすく、妊娠期からの教育では十分とは言えない。

<提言>

（ア）支援が必要な家庭のリスクアセスメント

- ・経済状況や親族の支援など家庭環境の変化を把握した場合は、再アセスメントをするほか、出産準備状況などを再確認するなどの対応が必要。
- ・重篤事例や死亡事例などを題材にして、アセスメントの着眼点等アセスメント手法について、検討を重ねることが必要。

（イ）妊娠、出産、育児など、段階的な教育の実施

- ・虐待の未然防止には、親になる前の児童期から、成長や発達段階に応じて、妊娠や出産、子育てについて学べる取り組みを進めることが必要。

（2）平成 28 年 12 月 18 日以降

ア 一時保護解除の判断

<課題>

- ・関係機関が一堂に会したカンファレンスを実施せずに、児童相談所が各機関からの情報をもとに家庭引き取りとする支援方針を決定し、関係機関は児童相談所の判断を追認した。
- ・乳児の場合、成長に伴い後遺症による発達の遅れが顕著になり、実父は、本児の発達の遅れが顕著になるにつれ、加害の結果を目の当たりにし、ストレスが高まった可能性がある。
- ・支援方針決定に当たっては、本児の状態、実父母の本児の後遺症に対する受け止め方、気持ちの変化などを十分考慮し、慎重に判断すべきであった。

<提言>

（ア）支援方針の決定

- ・支援方針の決定にあたっては、関係機関が一堂に会したカンファレンスで多職種による多角的な視点での検討を行い、加害を認め、指導に応じる姿勢を示す親であっても慎重にアセスメントすることが大事。
- ・重篤な後遺症を抱える子どもについては、後遺症に対する保護者の受け止め方等、一定の時間をかけてアセスメントを行うことが必要であり、乳児院を有効に活用すべき。

- ・家庭引き取りとする場合には、「子どもの安全が守られないと判断すべき状況」（安全のリミット）を明確化し、想定外の事態が生じた時等に支援方針を見直せるようにしておくべき。
- ・状況に変化があった場合の対応について、事前に保護者に示しておくことが必要。

イ 一時保護解除後の支援体制

<課題>

- ・訪問看護ステーションの導入など、入院期間中に時間的余裕をもって調整を行い、一時保護解除後、速やかに支援が実施できる体制を構築すべきであった。
- ・加害を認めている実父への関わり方が不明確であった。
- ・児童相談所や市母子保健担当課等、継続支援していた関係機関間で情報が集約、共有がされていなかった。
- ・家庭引き取り後の転居は、安全のリミットと捉え、速やかに実態を把握すべきであった。
- ・安全のリミットを、一時保護解除前に明確にし、保護者や関係機関と共有する必要があった。
- ・一時保護解除の情報等、警察への情報提供は、適切なタイミングで行う必要があった。

<提言>

(ア) 一時保護解除後の支援体制の構築

- ・在宅での支援が速やかに実施できるよう、一時保護解除前に各機関の役割や情報共有の方法について決め、中心となる機関を明確にしておくことが必要。
- ・加害を認めている保護者への支援内容と役割分担を明確にし、関係機関が共有し、実施することが必要。

(イ) 定期的な支援方針の確認、関係機関間の情報共有

- ・在宅での支援に係る関係機関の支援状況、家族の様子や変化などを定期的に確認する機会をつくり、評価を行うことが必要。
- ・安全のリミットの評価ポイントを保護者や関係機関と共有し、該当する事象が生じた場合には、直ちに子どもの状況を把握し、支援方針を見直すことが必要。

(ウ) 警察との連携

- ・重篤な事案については、情報提供の内容や時期等を明確にし、警察とより密に連携して対応することが必要。

(3) その他

ア 組織管理体制

<課題>

- ・子どもの安全を守るためには、優先順位を見極め、的確に対応することが必要。
- ・経験の浅い児童相談所職員の人材育成は急務。
- ・対応の難しいケースも多く、児童福祉司の精神的負担に対する取組みも必要。

<提言>

(ア) 進行管理のあり方

- ・児童虐待対応を的確に行うには、①基本業務②特定対応業務③想定外の緊急対応業務など、階層に分けて業務を把握して緊急度を見極める等の進行管理のあり方について検討することが必要。

(イ) 人材育成と組織づくり

- ・児童相談所の専門性を高めるため、体系的な人材育成について検討するとともに、児童福祉司が疲弊しないよう、職員を支える組織づくりに力を入れることが必要。